

【令和8年度 集団指導資料】

令和7年度運営指導における 改善すべき事項について

全サービス共通	P 5～P15
認知症対応型共同生活介護 事業について	P18～P21
居宅介護支援事業について	P23～P27

〔高齢者あんしん課 介護認定係〕

目次（全サービス共通）

1-1.運営規程・重要事項説明書の記載事項について	P 5
1-2.運営規程・重要事項説明書の金額の記載について	P6
1-3.運営規程の記載事項について	P7
1-4.重要事項説明書の記載不足について	P8
2.契約書及び重要事項説明書の記入・押印漏れについて	P9
3.記録の保存年限の誤りについて	P10
4-1.虐待防止検討委員会の開催について	P11
4-2.高齢者虐待防止のための指針の整備について	P12
5-1.感染症の予防及びまん延防止のための措置について（訓練の実施）	P14
5-2.感染症の予防及びまん延防止のための措置について（感染対策委員会）	P15

目次（各サービスごとについて）

認知症対応型共同生活介護事業について

- 6-1.身体拘束の適正化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P18
- 6-2.身体拘束の適正化のための指針の整備について・・・・・・・・ P20

居宅介護支援事業について

- 7-1.会計の区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P23
- 7-2.兼務している場合の勤務管理について・・・・・・・・ P24
- 7-3.初回加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P25
- 7-4.運営基準減算（同意）について・・・・・・・・・・ P26
- 7-5.居宅サービス計画書の交付について・・・・・・・・ P27

※このページ以降の資料において、**青文字**で記載しているところは、クリックしていただくと関連するホームページサイトを開くことができます。

全サービス共通

1-1.運営規程・重要事項説明書の記載事項について

改善すべき事項

営業時間について、規定されている提供時間が実際の時間と異なっている表記となっていた。（重要事項説明書も同様。）

助言・指導内容

運営規程・重要事項説明書の内容について再度確認し、実際に即した内容で記載すること。

注意点

営業時間については運営規程に定める事項となっており、変更後10日以内に市に届出をお願いします。

（※）運営規程に記載すべき項目は、[令和6年度集団指導「令和5年度 運営指導指摘事項」](#)にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1-2.運営規程・重要事項説明書の金額の記載について

改善すべき事項

運営規程の利用料金の規定で、「2割負担」の場合の記載が漏れていた。
重要事項説明書の、利用料金の額の表示が誤っていた。

助言・指導内容

利用料金については、「1割、2割、3割負担」のいずれかであることを記載すること。また、金額に誤りがないか内容を確認すること。

注意点（1-1・1-2共通）

運営規程を変更した場合は、変更後10日以内に市に届出をお願いします。

(※) 運営規程に記載すべき項目は、[令和6年度集団指導「令和5年度 運営指導指摘事項」](#)にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1-3.運営規程の記載事項について

改善すべき事項

運営規程で定めておかなければならない「虐待の防止のための措置に関する事項」が規定されていなかった。

助言・指導内容

当該事項を運営規程へ規定・記載すること。

記載例

(市ホームページ参照)
令和6年度集団指導/[介護サービス事業者による高齢者虐待防止のための措置
高齢者虐待防止のための指針\(ひな形\)](#) (Word/15.76キロバイト)

1-4.重要事項説明書の記載不足について

改善すべき事項

重要事項説明書に定めておくべき以下の事項について記載が不足していた。

- ・ 事故発生時の対応
- ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況

助言・指導内容

不足している事項の記載を行うこと。

記載すべき事項

運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制など、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況 など

(※) 運営規程に記載すべき項目は、[令和6年度集団指導「令和5年度 運営指導指摘事項」](#)にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

2.契約書及び重要事項説明書の記入・押印漏れについて

改善すべき事項

契約書及び重要事項説明書において、日付（同意日および説明日）の記入・押印漏れが複数確認された。

助言・指導内容

これらは契約に関する重要な書類であり、同意日及び同意の署名等については漏れのないよう手続きを行う必要がある。書類の不備がないよう、徹底してください。

記載例

同意日及び同意の署名等について、漏れがないか確認してください。

(※) 運営規程に記載すべき項目は、[令和6年度集団指導「令和5年度 運営指導指摘事項」](#)にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

3.記録の保存年限の誤りについて

改善すべき事項

「サービス提供の記録の保存期間」について、その完結の日から「**5年間**」保存すべきところを、「2年間」保存することとなっていた。

助言・指導内容

記録等の保存年限については、市条例で5年間と定められているので、正しい保存期間に修正し、保存すること。

記載例

運営規程・重要事項説明書・契約書を確認し、保存期間が5年間と記載されているか確認してください。

(※) 運営規程に記載すべき項目は、[令和6年度集団指導「令和5年度 運営指導指摘事項」](#)にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

4-1.虐待防止検討委員会の開催について

改善すべき事項

高齢者虐待防止のための指針に基づき開催することとなっている虐待防止検討委員会について、開催とその記録が確認できなかった。

助言・指導内容

虐待の未然防止や発生時の検証等を検討する委員会を設置し、定期的に行うとともに、結果を従業者に周知徹底すること。

上記について、適切な開催と、開催したことがわかる記録が必要です。

注意

委員会は開催しているが、記録していない事業所が多いため、定期的に行っていることの記録（日時・出席者・議論した内容・研修の内容等）を必ず行ってください。

※虐待防止の推進のため、委員会の定期的な開催や年1回以上の研修実施等が義務化されており、未実施の場合は減算の対象となります。

4-2.高齢者虐待防止のための指針の整備について

改善すべき事項

指針に盛り込むべき項目が網羅されていなかった。

助言・指導内容

必須項目を盛り込み、高齢者虐待防止のための指針の整備を行うこと。
(必須項目次ページ参照)

指針策定にあたって記載すべき事項

	項目	具体的な内容（例）
1	施設（事業所）における虐待の防止に関する基本的考え方	施設・事業所や法人のサービス提供にあたっての方針等
2	虐待防止検討委員会その他施設（事業所内）の組織に関する事項	委員会の設置、開催、構成、検討事項、検討結果や決定事項の周知方法等
3	虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	研修の開催回数、時期、新規採用時の対応、研修の内容、研修記録等
4	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	虐待等の発生原因の分析、再発防止策の策定の取組等
5	虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	通報や相談・報告を行う先、その後の動き等
6	成年後見制度の利用支援に関する事項	成年後見制度等の利用者・家族への説明、相談窓口の紹介等の支援方針等
7	虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	苦情処理の体制、苦情に虐待関連の内容が含まれていた場合の対応等
8	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	利用者、家族等が指針を閲覧できるようにすること、具体的な閲覧方法
9	その他虐待の防止の推進のために必要な事項	日常の虐待防止の取組、他の事業所・機関との連携内容等

5-1.感染症の予防及びまん延防止のための措置について(訓練の実施)

改善すべき事項

感染症の予防及びまん延防止のために必要とされる訓練が実施されていないことを確認した。

助言・指導内容

年度初めに訓練の計画を策定するなど、計画的に実施し、記録すること。

記載例

「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省老健局）等を参考に、定期的に行っていることの記録（日時・出席者・議論した内容・訓練の内容等）を必ず行ってください。

5-2.感染症の予防及びまん延防止のための措置について（感染対策委員会）

改善すべき事項

- ・感染防止対策検討委員会の開催頻度については「おおむね6月に1回以上」開催することとなっているが、事業所作成の指針では誤って「おおむね一年に1回以上」となっていた。
- ・法人内で合同開催した委員会開催時の議事録において、当該事業所が参加した記録の確認ができなかった。

助言・指導内容

規定に誤りがないか再度確認すること。
年度初めに委員会の計画を策定するなど、計画的に実施し、記録すること。

記載例

「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省老健局）等を参考に、定期的に開催していることの記録（日時・出席者・議論した内容等）を必ず行ってください。

各サービスごとについて

認知症対応型共同生活介護事業について

6-1.身体拘束の適正化について

改善すべき事項

施設内のベッドについて、以下の状況が確認された。

- ・ベッドの片側が壁に接し、もう片側の側面がベッド柵2本で囲まれている状態（「転倒リスクの軽減」を理由に実施されていた。）

指導内容

今回の事例は例外的に認められる場合の要件を満たさない身体拘束のため、速やかに解除に向けた具体的な改善策を講じること。

参考

当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはいならない。

- やむを得ず身体拘束を行う場合
その態様および時間、その際の利用者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 『緊急やむを得ない場合』とは、以下の3つの要件を全て満たしていること
切迫性、非代替性、一時性を満たす場合。

身体拘束廃止未実施減算

次の①～④のいずれかを講じていない場合（以下一つでも未実施の場合減算に該当）

- ① 身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ② 身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催すること
- ③ 身体的拘束の適正化のための指針を整備すること
- ④ 従業者に対し、身体的拘束の適正化のための研修を定期的に実施すること

（厚労省）[介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き](#)

（市ホームページ掲載）

- [身体拘束を必要とする前に、共に考えましょうー身体拘束を開始する検討が必要な利用者への対応手引きー](#)
- [身体的拘束等の適正化の推進について（令和6年度集団指導資料）](#)

6-2.身体拘束の適正化のための指針の整備について

改善すべき事項

指針に盛り込むべき項目が網羅されていなかった。

助言・指導内容

必須項目を盛り込み、身体拘束の適正化のための指針の整備を行うこと。
(必須項目次ページ参照)

参考

(市ホームページ参照)
令和6年度集団指導/ [身体的拘束等の適正化の推進](#)
身体拘束防止のための指針(ひな形) (Word/17.24キロバイト)

指針策定にあたって記載すべき事項

	項目
1	事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
2	身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
3	身体拘束等の適正化の研修に関する基本方針
4	事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
5	身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
6	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
7	その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

居宅介護支援事業について

7-1.会計の区分について

改善すべき事項

居宅介護支援事業と他のサービス種別（居宅介護支援事業所と訪問介護事業所）との会計区分について、収入（介護給付費）は区分されているものの、**支出（例：水道光熱費、家賃等）が区分されていない**ことを確認した。下記法令等に基づき、サービス種別ごとに収入・支出を明確に区分し適正な会計管理を行うことが義務付けられている。

助言・指導内容

サービス種別ごとに会計の区分がなされていない場合、事業の収支状況が不明瞭となり、経営の透明性や適正性が損なわれる恐れがある。共通の建物で運営している事業など、水道光熱費、家賃、通信費等の共通費用については、合理的かつ客観的な基準に基づく按分方法を設定し、各サービス種別に適切に区分すること。

注意点

居宅：基準第30条（会計の区分） 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

7-2.兼務している場合の勤務管理について

改善すべき事項

他サービス事業所との兼務が認められていない場合の勤務について、出勤簿上日時が重複して出勤の記録がされていることが確認された。本来、当事業所では実務を行っていないため、出勤簿は休業日となっている必要があった。（主たる事業所の休業日または有給休暇を用いて、他サービス事業所で勤務することが認められている事案。）

助言・指導内容

今回の事案では、実際は当事業所の休業日または有給休暇を用いて勤務しており、同日同時時間帯に勤務している実態はないということを確認した。

実際の勤務実態に基づき、出勤簿の管理を行うこと。

7-3.初回加算について

改善すべき事項

初回加算の算定について、算定できない月（重複等）に算定されていた。

助言・指導内容

対象者については過誤調整により適切な請求に改めること。

注意点

初回加算について

初回加算は、具体的には次の場合に算定される。

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

7-4.運営基準減算（同意）について

改善すべき事項

契約書および重要事項説明書に同意の署名がされていないものがあり、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成に当たって利用者は**複数の指定居宅サービス事業者等の紹介**を求めることができること等の説明を行っていることを確認できなかった。

助言・指導内容

事前説明を行った事実ができない事例が確認された。早急に本人または家族に説明し、その同意を得ること。

注意点

居宅：算定に関する基準 注6、算定に関する解釈通知（第3の6の（1））

7-5.居宅サービス計画書の交付について

改善すべき事項

居宅サービス計画を作成及び変更した際には、当該居宅サービス計画書を利用者及び担当者に交付しなければならないとされているが、居宅介護支援経過等に居宅サービス計画書を交付した記録がないため、サービス事業所への交付を行っているか判断ができない。

助言・指導内容

交付したことについて、居宅介護支援経過に記録を漏れなく行うこと。
※実際に交付されていない場合には、運営基準減算となることから特に注意が必要です。

注意点

居宅：基準第13条第11号、算定に関する解釈通知（第3の6の（2）③）